

○ 財務省告示第百三十号
平成二十八年三月二十八日
行条件等を次のとおり告示する。
政府資金調達事務取扱規則
第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省
短期証券の発行した政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省
国庫短期財務大臣麻生太郎

二 一 発行令
の法律発行號名稱及び記
條項及び根柢拠

七百第一法会百資十財
債条三四項律計號資四政
第十項、第ニに金号法
一六、第二關法第十九
株式等の振替法」とい
第九十三條昭和二十二
一十四號法第十二條第
一項五條律一項十一
及條第二八平並六項
第一項十成年、法
百項、三十に法財政
三、同條第十九年特別
三十第條第十三年融

四 三 二 一 発行令
用振替法の適

四 行方法

三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社
定特あ争入。へ格替適下へ債条
め別つ入札に由る参て札發も加、
の者財同一と
にご務時よと大に
るに臣行。發応がわ
行募各れ及
へ限國るび
以度債入価格
下額市札格競
い入の規定

七百第一法会百資十財
債条三四項律計號資四政
第十項、第ニに金号法
一六、第二關法第十九
株式等の振替法」とい
第九十三條昭和二十二
一十四號法第十二條第
一項五條律一項十一
及條第二八平並六項
第一項十成年、法
百項、三十に法財政
三、同條第十九年特別
三十第條第十三年融

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	六 三 百 四 百 千 円 兆 円 八 六 百 百 七 三 十 六 五 億 億 三 百 三十 八 万 三 万 四 六 千 五	額 千 額 面 万 面 金 圓 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 六 百 百 七 二 十 四 四 億 億 五	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 札 特 別 発 行 参 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
込期日	参加	払額	支金	返期	競争	行場格	振替単位
平成二十八年三月二十八日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行から百円の支票を立てて、その金額を銀行に預けられました。	本面銀金を支拂はれました。	ただいま、まだ成るにうつきの銀行に預けられました。	当たるにうつきの銀行に預けられました。	ただ成るにうつきの銀行に預けられました。	日本銀行に預けられました。
		五百円	五百円	二十七日	二十七日	二十七日	五百円
		に	に	に	に	に	に